

甲州市

令和6年度 水質検査計画

甲州市上下水道課

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために欠かすことのできないものであり、水質管理の中核をなすものです。

甲州市上下水道課では、日頃から市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給することを最優先に考え、これまでも水道法に基づいた適切な水質検査を実施してまいりました。

当市の水質検査の透明性を確保し、適正に水質検査が実施されていることを市民の皆様にご理解いただけるよう、検査の地点、項目、頻度及び検査方法等を明記した令和6年度水質検査計画を策定し、ここに公表するものです。

(水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条第2項第1号)

目 次

- 1.基本方針
- 2.水道事業の概要
- 3.水道水源の概況
- 4.定期的な水質検査
- 5.臨時の水質検査
- 6.水質検査の方法
- 7.水質検査計画及び検査結果の公表
- 8.関係機関との連携



資料 … 令和5年度浄水全項目水質検査結果

1.基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、水質基準が適用されている給水栓（各配水系統の末端の蛇口）に加え、各浄水場（配水池）の取水地点（原水）でも行います。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目など、品質管理上必要と判断した項目についても行います。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

(4) その他

水質検査は、毎日行う検査については、地域住民の方の協力を得ながら市が行い、それ以外の検査については、厚生労働大臣の登録をうけた検査機関への委託により行います。水質検査結果については、甲州市上下水道課窓口でご覧いただけます。

2.水道事業の概要

甲州市の水道事業については、市の発展に合わせてその規模を拡大させてきました。平成17年の市町村合併により旧市町村から2上水道事業、9簡易水道事業及び4つの小規模水道を引き継ぎ事業を実施してきましたが、令和2年4月より事業の統合を行い、甲州市水道事業として維持管理を行っています。

(1) 水道事業のあらまし

旧塩山上水道事業は、昭和31年6月6日に事業認可を受け、昭和32年12月1日に給水を開始しました。その後水道の普及等による水需要増により、給水区域の見直し、及び拡張を図るなど今日まで第7期にわたる拡張事業を実施しています。

昭和50年には、安定した水源の取水量を確保するため、広瀬ダムのダム水を受水し、取水を井戸水とダム水で対応しております。その際、急速ろ過方式による浄水施設を千野浄水場に建設しております。

その後、千野浄水場の老朽化が進んだため、平成10年に新しい浄水施設を建設し、また平成17年度には、広瀬ダム水の受水量の増量の変更認可、平成20年5月には、峡東地域広域水道企業団水の受水と水需要の変化に対応すべく事業を進めております。

旧勝沼上水道事業は、昭和8年4月15日に事業創設認可を受け、昭和11年6月に給水開始しました。その後水道の普及による水需要の増大等により現在では第4次拡張事業で畑かん余剰水の受水等、水源の増量、施設の拡張、整備を図り事業を進めてまいりました。

このように、安心して安全な飲料水を安定的に供給するための水の確保と徹底した

水質管理のもと、拡張事業の中では、主要施設の整備を図るとともに配水管の整備、及び老朽管の布設替え等の管路整備も実施しております。

旧簡易水道事業は、塩山地区4箇所（東部・玉宮・裂石・一之瀬）、勝沼地区2箇所（北部・祝）、大和地区3箇所（中部・西部・東部）の計9箇所の簡易水道施設と4箇所の飲料水供給施設（大久保平・深沢・天目・大明神）の併せて13の施設から事業が成り立っています。

旧塩山東部、玉宮簡易水道は、平成6年度に統合簡易水道の事業認可を受け、上水道との統合、及び峡東地域広域水道企業団の受水を目的とした施設整備を進めており、平成20年5月には、企業団の受水開始となり、安心・安全な水の安定供給が実現することとなりました。

旧勝沼北部、祝簡易水道につきましても平成10年度に上水道との統合整備の事業認可を受け、峡東地域広域水道企業団水の受水に向けた施設整備事業を進めて行く中で、平成17年度には広瀬ダム水の水利権取得に伴う変更認可を受け、広域的、効率的な水道事業、また安全、安心な水の安定供給を目的とした統合整備事業を進めています。

旧勝沼北部、祝簡易水道地区においても平成20年5月に、企業団の受水開始となり、給水区域を広げながら安定供給を図るよう事業を進めています。

(2) 給水状況

甲州市水道事業の給水状況は、次のとおりです。

表 1-1

区 分	内 容
事業の名称	甲州市水道事業
給水区域	塩山千野、上於曾、下於曾、赤尾、上塩後、下塩後、熊野、西広門田、下柚木、藤木、小屋敷(滑沢除く)、三日市場、上井尻、上萩原、中萩原、上粟生野、下粟生野、下萩原、牛奥(嵯峨塩除く)、西野原、玉宮全域、一之瀬の区域 勝沼町全域 大和町日影、鶴瀬、初鹿野の内共和・宮本・古部・丸林、田野の一部の区域
給水人口	29,527人
給水世帯数	13,124世帯
年間総配水量	4,486,819m ³
1日最大配水量	14,648m ³ /日
1日平均給水量	11,891m ³ /日

*令和6年3月1日現在

(3) 水源および浄水場等の概要

旧塩山上水道区域では、広瀬ダム水、峡東地域広域水道企業団用水、地下水（深井戸8）を水源とし、ダム水は千野浄水場で急速ろ過方式による浄水処理を行ったのち、塩素消毒された地下水とブレンドして2箇所の配水池より給水を行っています。主な施設の浄水場・配水池および取水井の位置と給水区域は図1-1、また水源・浄水場・配水池の概要は表2-1のとおりです。

旧勝沼上水道区域は、深沢川の表流水を水源とし、勝沼浄水場（深沢）で急速ろ過方式により浄水処理を行ったのち、塩素消毒をして2箇所の配水池より給水を行っています。施設の概要は表2-2のとおりです。

塩山地区の旧簡易水道では、3箇所の浄水場（玉宮・大久保平・上萩原）と13箇所の配水池があり、表流水は膜ろ過方式による浄水処理を行い、また井水、湧水は配水池で塩素消毒を行ったのちに給水をしています。

峡東地域広域水道企業団水については、旧東部簡易水道、旧玉宮簡易水道それぞれの配水池で受水し、追加塩素消毒を行った後に給水をしています。

主な施設の浄水場・配水池および取水井の位置と給水区域は図1-2、また浄水場・配水池の概要は表3-1のとおりです。

勝沼地区の旧簡易水道は、2箇所の浄水場（祝、中原）と6箇所の配水池があり、表流水につきましては急速ろ過方式による浄水処理を行い、塩素消毒を行ったのちに給水しています。また井水を水源としている所では配水池で塩素消毒を行い給水しています。

峡東地域広域水道企業団水については、旧北部・祝簡易水道それぞれの配水池で受水し、追加塩素消毒を行った後に給水しています。

施設の概要については、表3-2のとおりです。

大和地区の旧簡易水道は、3箇所の浄水場と3箇所の配水池があり、表流水については、緩速ろ過方式により浄水処理を行ったのち塩素消毒をして給水しています。湧水については、配水池で塩素消毒を行った後給水しています。主な給水区域は図1-3、施設の概要は表3-3のとおりです。

図 1-1. 旧塩山上水道浄水場・配水池・取水井の位置図
および給水区域図



凡	例
	千野高段配水池給水区域
	千野中段配水池給水区域
	柚木配水池給水区域
	藤木配水池給水区域
	取水井×8カ所

図 1-2. 旧塩山簡易水道浄水場・配水池・取水井の位置図
および給水区域図



玉宮浄水場膜ろ過設備



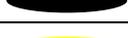
凡 例	
	旧裂石簡易水道給水区域
	旧大久保平飲料水供給施設給水区域
	旧東部簡易水道高区配水池給水区域
	旧東部簡易水道中区配水池給水区域
	旧東部簡易水道低区配水池給水区域
	旧玉宮簡易水道給水区域
	旧一之瀬簡易水道給水区域
	旧東部簡易水道 4・5・6・7 取水井

图 1-3. 旧大和簡易水道 給水区域図

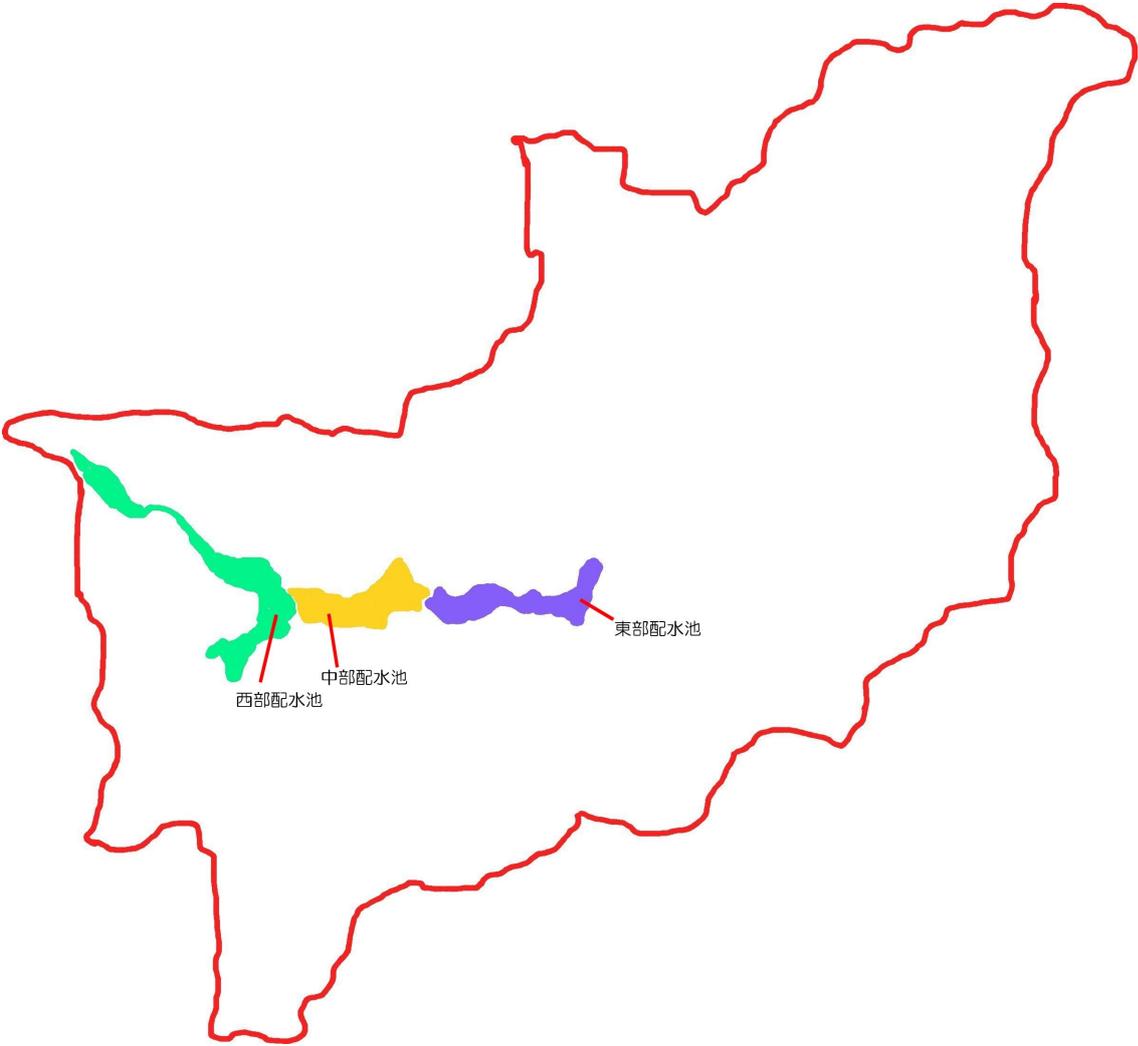


表 2-1 (旧塩山上水道地域)

施設	高段配水池	中段配水池	柚木配水池	藤木配水池
所在地	塩山小屋敷 2192	塩山千野 1916-2	塩山下柚木 331-1	塩山藤木 2285-1
水源	峡東企業団水 2,250m ³ /日	広瀬ダム水 深井戸 2	深井戸 1	峡東企業団水 700m ³ /日 深井戸 5
浄水方法	急速ろ過方式	急速ろ過方式	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	PAC (ポリ塩化アルミニウム) 次亜塩素酸ナトリウム	PAC (ポリ塩化アルミニウム) 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	千野・赤尾 (一部) 上於曽 (一部)	上於曽、下於曽、赤尾、 上塩後、下塩後、熊野、 西広門田、上井尻 (一部)	下柚木、藤木 (一部)	上於曽 (一部)、藤木、 小屋敷、三日市場、 上井尻

千野浄水場



左；浄水処理施設
中；水質管理計器
右；薬品タンク

表 2-2 (旧勝沼上水道地域)

施設	勝沼浄水場			
所在地	勝沼町勝沼 3510			
水源	表流水			
浄水方法	急速ろ過方式			
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム PAC (ポリ塩化アルミニウム)			
主な給水区域	勝沼町勝沼			

表 3-1-a (旧塩山簡易水道地域)

施設	旧東部簡易水道 高区配水池	旧東部簡易水道 中区配水池	旧東部簡易水道 低区配水池	旧玉宮簡易水道 玉宮浄水場
所在地	塩山上萩原 3481-2	塩山上萩原 1100	塩山中萩原 2886-1	塩山平沢 1116-1
水源	湧水 1	深井戸 2 伏流水 1 峡東企業団水 1,100m ³ /日	深井戸 2	表伏流水 2 峡東企業団水 400m ³ /日
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	膜ろ過
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
主な給水区域	上萩原	上萩原、中萩原 上粟生野、下粟生野	下萩原、牛奥、 西野原	玉宮全域、下粟生野

表 3-1-b (旧塩山簡易水道地域)

施設	旧裂石簡易水道 裂石配水池	旧一之瀬簡易水道 一之瀬配水池	旧大久保平飲料水供給施設 大久保平浄水場	旧東部簡易水道 上萩原浄水場
所在地	塩山上萩原	塩山一之瀬高橋	塩山上萩原	塩山上萩原 3504-1
水源	湧水 1 表流水 1	湧水 1	表流水 1	湧水 1
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	膜ろ過	膜ろ過
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	裂石	一之瀬・二之瀬	大久保平	上萩原

表 3-2 (旧勝沼簡易水道地域)

施設	旧北部簡易水道	旧祝簡易水道	旧深沢飲料水供給施設	-
所在地	勝沼町中原・菱山	勝沼町上岩崎・藤井	勝沼町深沢	-
水源	表流水 1 峡東企業団水 750m ³ /日	表流水・広瀬ダム水 峡東企業団水 400m ³ /日	表流水	-
浄水方法	急速ろ過方式 塩素消毒	急速ろ過方式 塩素消毒	膜ろ過方式	-
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム PAC (ポリ塩化アルミニウム)	次亜塩素酸ナトリウム PAC (ポリ塩化アルミニウム)	次亜塩素酸ナトリウム	-
主な給水区域	勝沼町中原・菱山・小 佐手・山・等々力	勝沼町上岩崎・下岩 崎・藤井	勝沼町深沢	

表 3-3 (旧大和簡易水道地域)

施設	旧中部簡易水道	旧西部簡易水道	旧東部簡易水道	旧天目飲料水供給施設	旧大明神飲料水供給施設
所在地	初鹿野 1693-1	大和町小路沢	大和町曲沢	大和町木賊	大和町田野
水源	湧水	湧水	表流水	表流水	伏流水
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	緩速ろ過方式	膜ろ過方式	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	初鹿野のうち宮本 及び古部	日影・鶴瀬及び初 鹿野のうち共和	初鹿野のうち丸林 及び田野の一部	天目地区	田野の湯 大和自然学校

主要な簡易水道施設

塩山 玉宮浄水場



塩山 東部低区配水池



勝沼 祝浄水場



勝沼 岩崎配水池



大和 中部配水場



大和 中部配水ポンプ施設



3.水道水源の概況

(1) 水源およびその周辺の状況

水源としては、深井戸（被圧地下水）、広瀬ダムのダム水、峡東地域広域水道企業団水および山間部から流れ出る河川の表流水や湧水等を水源としています。

塩山東部の深井戸（被圧地下水）につきましては、周辺が果樹地帯ということもあり水質的に心配な部分もあります。また水量的にも十分とはいえない状況です。

表流水につきましては、降雨時の濁度の急激な上昇、濁水等による水量の影響等で浄水処理の面で苦労しています。

このような状況にも対応できるように旧塩山上水・勝沼上水及び旧塩山東部・玉宮・祝・勝沼北部簡易水道では浄水場を設け、急速ろ過・膜ろ過方式により水源の水質状況に応じた浄水処理が職員の努力により実施されています。

(2) 原水および浄水の水質状況・留意点

甲州市の水道水源は、全般的には立地条件や環境に恵まれた好ましい状況にあり、過去の水質検査で水道水質基準を超過したことはありませんが、地下水においては地質的、地域的な影響として、鉄、硬度、蒸発残留物、ヒ素、硝酸態窒素などがやや高めになることが一部の井戸にあります。広瀬ダム水、企業団水の有効活用、及び末端給水栓における毎日検査等により監視強化し、水質基準に適合した適正な水道水の供給を図っております。

今後の既設水源の水量の減少、水質の悪化、及び水需要の増量に対応できるように安全・安心な水の安定供給、有収率の向上を目的に事業を進めてまいります。

4.定期的な水質検査

(1) 品質保証のための水質検査（法定検査）

ア 毎日行う検査

1日に1回、21箇所の給水栓（蛇口）において、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行います。

イ 毎月行う検査

1ヶ月に1回、23箇所の給水栓（蛇口）において、水質変化の指標となる9項目について検査を行います。

（表4「水質基準項目の検査頻度」参照）

ウ 3ヶ月に1回行う検査

3ヶ月に1回、23箇所の給水栓（蛇口）において、毎月行う検査に加えて消毒副生成物等の検査を行います。

（表4「水質基準項目の検査頻度」参照）

エ 年に1回行う検査

年に1回、24箇所の給水栓（蛇口）において、水道水質基準項目のすべて（50項目）の検査を行います。

（表4「水質基準項目の検査頻度」参照）

検査頻度は、法令の定めに従い地点・項目ごとに過去の水質検査結果や水源の状況などを考慮して決めています。なお、項目によっては、過去の検査で検出されることがないなどの理由により検査を省略したり、3年に1回の検査頻度でよい項目もありますが、甲州市ではすべての項目に対し、少なくとも年に1回の検査を実施することとします。

(2) 水質管理上の必要性から行う検査

ア 水質基準項目

水質基準項目は、給水栓(蛇口)での検査が義務付けられているものですが、その他に28箇所の取水口の入口地点(原水)において、消毒副生成物(塩素消毒により非意図的に発生する恐れがある10項目)を除いた水質基準項目について、年1回検査を行います。

(表4「水質基準項目の検査頻度」参照)

表4 水質基準項目の検査頻度

a.旧塩山上水道

水質基準項目	水質基準	原水	給水栓(蛇口)における検査頻度(回/年)				給水栓(蛇口)	備考
		検査頻度(回/年)	高段	中段	柚木	藤木	検査頻度を定めた理由	
一般細菌	100/mL以下	1	12	12	12	12	—	病原生物の指標
大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	—	
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	1	1	1	1	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されないか検出されてもわずかである	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1	1	1	1		
セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1		
鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	無機物質/ 重金属	
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	4	4	4	4		ヒ素が基準値の20%を超えて検出されたため藤木で4回/年検査
六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1		—
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1	1	1	1	1		—
シアン化合物及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	1	4	4	4	4		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1	4	4	4	4	藤木、柚木は基準値の20%を超えて検出されているため4回/年検査	
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	4	4	4	4	過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1	1	1	1		
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1	1	1	1	1		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1	1	1	1	1		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1	1	1	1	1		検査項目追加により年1回
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1	原水の水質が大きく変わる恐れがなく過去に検出されたことがない(またはわずかに検出されない)	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1		
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1		
塩素酸	0.6 mg/L以下	—	4	4	4	4		消 毒 副生成物
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	—	4	4	4	4		
クロホルム	0.06 mg/L以下	—	4	4	4	4		
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	—	4	4	4	4		
ブロモジクロロメタン	0.1 mg/L以下	—	4	4	4	4		
臭素酸	0.01 mg/L以下	—	4	4	4	4		
総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	—	4	4	4	4		
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	—	4	4	4	4		
ジブロモクロロメタン	0.03 mg/L以下	—	4	4	4	4		
ブロモホルム	0.09 mg/L以下	—	4	4	4	4		
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—	4	4	4	4		
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1	1	1	1	過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	1	1	1	1	—	
鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1	1	1	1	過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	
銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1	1	1	1		
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	1	1	1	1		
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	1	1	1	1		
塩化物イオン	200 mg/L以下	1	12	12	12	12		
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1	1	1	1	1	—	
蒸発残留物	500 mg/L以下	1	1	1	1	1	—	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	1	1	1	過去に検出されたことがない検出されてもわずかである)	発泡
ジェオスミン	0.00002 mg/L以下	1	3	3	3	3	原水が停滞水のところは7.8.9月に検査、原水が停滞水で無い場合は藍藻類が発生する可能性は少ないが7.8.9月に検査する	カビ臭
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L以下	1	3	3	3	3		
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1	—	発泡
フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1	1	1	1	—	臭気
有機物(TOCの量)	5 mg/L以下	1	12	12	12	12	—	味
pH値	5.8以上~8.6以下	1	12	12	12	12	—	基 礎 的 性 状
味	異常でないこと	—	12	12	12	12	—	
臭気	異常でないこと	1	12	12	12	12	—	
色度	5度以下	1	12	12	12	12	—	
濁度	2度以下	1	12	12	12	12	—	

注) 桃色の網掛けは、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を減らすことができない項目です。

(給水栓での検査頻度を減らす場合は、その理由を明記しました。)

黄色の網掛けは、水質管理上の必要性から行う検査を、水色の網掛けは法令で義務付けられている検査を表します。

注) 検査頻度は次の通りです。

12回/年：毎月検査を行います。

4回/年：3ヶ月に1回検査を行います。

1回/年：1年に1回検査を行います。

注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

a.旧勝沼上水道

水質基準項目	水質基準	原水	給水栓(蛇口)における検査頻度(回/年)				給水栓(蛇口)	備考
		検査頻度(回/年)	勝沼				検査頻度を定めた理由	
一般細菌	100/mL以下	1	12				—	病原生物の指標
大腸菌	検出されないこと	1	12				—	
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	1				過去に検出されたことがない(またはわずしか検出されない)	無機物質/ 重金属
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1					
セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1					
鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1					
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	4					
六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1	1					
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1	1					
シアン化合物及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	1	4					
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1	4					
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	4					
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1				過去に検出されたことがない(またはわずしか検出されない)	一般有機化合物
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1	1					
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1	1					
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1	1			検査項目追加により年1回検査		
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1	1					
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1					
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	1	1			過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)		
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	1					
塩素酸	0.6 mg/L以下	—	4			—		
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	—	4			—		
クロロホルム	0.06 mg/L以下	—	4			—		
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	—	4			—		
ブロモジクロロメタン	0.1 mg/L以下	—	4			—		
臭素酸	0.01 mg/L以下	—	4			—		
総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	—	4			—		
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	—	4			—		
ジブromoクロロメタン	0.03 mg/L以下	—	4			—		
ブromoホルム	0.09 mg/L以下	—	4			—		
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—	4			—		
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1				過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	着色/味
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	12					
鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1					
銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1					
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	1			過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)		
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	1					
塩化物イオン	200 mg/L以下	1	12					
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1	1					
蒸発残留物	500 mg/L以下	1	1			過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)		
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1					
ジェオスミン	0.00002 mg/L以下	1	4					
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L以下	1	4			原水が停滞水でないため藍藻類発生の可能性は少ないが6.7.8.9月に検査	カビ臭	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1	1			定量下限値の変更により年4回検査	発泡	
フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1			—	臭気	
有機物(TOCの量)	5 mg/L以下	1	12			—	味	
pH値	5.8~8.6	1	12			—	基礎的性状	
味	異常でないこと	—	12			—		
臭気	異常でないこと	1	12			—		
色度	5度以下	1	12			—		
濁度	2度以下	1	12			—		

注) 桃色の網掛けは、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を減らすことができない項目です。

(給水栓での検査頻度を減らす場合は、その理由を明記しました。)

黄色の網掛けは、水質管理上の必要性から行う検査を、水色の網掛けは法令で義務付けられている検査を表します。

注) 検査頻度は次の通りです。

12回/年：毎月検査を行います。

4回/年：3ヶ月に1回検査を行います。

1回/年：1年に1回検査を行います。

注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

b.旧塩山簡易水道

水質基準項目	水質基準	原水 検査頻度 (回/年)	給水栓(蛇口)における検査頻度(回/年)										給水栓(蛇口) 検査頻度を定めた理由	備考			
			低区	中区	高区	玉宮	峽東 玉宮	裂石	一之瀬	大久保	上手林						
一般細菌	100/mg/L 以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	病原生物 の指標
大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	病原生物 の指標
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	無機物質/ 重金属
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
シアン化合物及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
ブロモジクロロメタン	0.1 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
臭素酸	0.01 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
ジブロモクロロメタン	0.03 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
塩化物イオン	200 mg/L 以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
蒸発残留物	500 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ジェオスミン	0.00002 mg/L 以下	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L 以下	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
フェノール類	0.005 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
有機物(TOCの量)	5 mg/L 以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
pH値	5.8~8.6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
味	異常でないこと	—	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
臭気	異常でないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

注) 桃色の網掛けは、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を減らすことができない項目です。

(給水栓での検査頻度を減らす場合は、その理由を明記しました。)

黄色の網掛けは、水質管理上の必要性から行う検査を、水色の網掛けは法令で義務付けられている検査を表します。

注) 検査頻度は次の通りです。

12回/年：毎月検査を行います。

4回/年：3ヶ月に1回検査を行います。

1回/年：1年に1回検査を行います。

注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

b.旧勝沼簡易水道

水質基準項目	水質基準	給水栓(蛇口)における検査頻度(回/年)							検査頻度を定めた理由	備考
		原水 検査頻度 (回/年)	祝	北部 東雲	北部 菱山	深 沢				
一般細菌	100/mg/L 以下	1	12	12	12	12			—	病原生物 の指標
大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12			—	
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	1	1	1	1	1			—	無機物質/ 重金属
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1	1	1	1	1			原水の水質が大きく変わる恐れがなく、過去に検出されたことがないか検出されてもわずかなため	
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
シアン化合物及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	1	4	4	4	4		—		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	1	4	4	4	4				
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	1	4	4	4	4				
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1				過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	1	1	1	1	1			検査項目追加により年1回実施	
シス-1,2 ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1			原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—	消 毒 副生成物	
クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
プロモジクロロメタン	0.1 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
臭素酸	0.01 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
ジブロモクロロメタン	0.03 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	—	4	4	4	4		—		
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1			過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	1	1	1	1	1		—		
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	1	1	1	1	1			着色/味	
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
塩化物イオン	200 mg/L 以下	1	12	12	12	12		—		
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
蒸発残留物	500 mg/L 以下	1	1	1	1	1			過去に検出されたことがない(検出されてもわずかである)	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1	1	1	1	1				
ジオキシベンゼン	0.00002 mg/L 以下	1	4	4	4	4			原水が停滞水でないため藻菌類発生の可能性は少ないが 6.7.8.9 月に検査する	
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L 以下	1	4	4	4	4				
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1		—	発泡	
フェノール類	0.005 mg/L 以下	1	1	1	1	1		—	臭気	
有機物(TOCの量)	5	1	12	12	12	12		—	味	
pH値	5.8~8.6	1	12	12	12	12		—	基 礎 的 性 状	
味	異常でないこと	—	12	12	12	12		—		
臭気	異常でないこと	1	12	12	12	12		—		
色度	5度以下	1	12	12	12	12		—		
濁度	2度以下	1	12	12	12	12		—		

注) 桃色の網掛けは、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を減らすことができない項目です。
 (給水栓での検査頻度を減らす場合は、その理由を明記しました。)
 黄色の網掛けは、水質管理上の必要性から行う検査を、水色の網掛けは法令で義務付けられている検査を表します。

注) 検査頻度は次の通りです。
 1 2回/年：毎月検査を行います。
 4回/年：3ヶ月に1回検査を行います。
 1回/年：1年に1回検査を行います。

注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。
 ※1 クリプトスポリジウム指標菌については、給水栓の欄に表記されていますが、取水口の入口地点(原水)での検査です。

b.旧大和簡易水道

水質基準項目	水質基準	原水	給水栓(蛇口)における検査頻度(回/年)					給水栓(蛇口)	備考	
		検査頻度 (回/年)	東部	中部	西部	天目	大明神	検査頻度を定めた理由		
一般細菌	100/mg/L 以下	1	12	12	12	12	12	—	病原生物 の指標	
大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	—		
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	原水の水質が大きく変わる 恐れがなく、過去に検出され たことがない(検出されても わずかである)	無機物質/ 重金属	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1	1	4	4	1	1	中部、西部では基準値の 20%を超えて検出されたた め4回/年検査		
六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	原水の水質が大きく変わる 恐れがなく、過去に検出され たことがない(検出されても わずかである)		
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	過去に検出されたことがない (検出されてもわずかである)		
シアン化合物及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	1	4	4	4	1	1			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	1	4	4	4	1	1	過去に検出されたことがない (検出されてもわずかである)		
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	1	4	4	4	1	1			
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	検査項目追加により年1回 実施		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	原水の水質が大きく変わる 恐れは無く過去に検出され たことがない(検出されても わずかである)	一般有機 化合物	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			消 毒 副生成物
クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
臭素酸	0.01 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	—	4	4	4	1	1			
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	過去に検出されたことがない (検出されてもわずかである)	着色/味	
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
塩化物イオン	200 mg/L 以下	1	12	12	12	12	12			
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	過去に検出されたことがない (またはわずかししか検出 されない)	発泡	
蒸発残留物	500 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	原水が停滞水でないため 藻菌類発生の可能性は少 ないが6.7.8.9月に検査する	カビ臭	
ジェオスミン	0.00002 mg/L 以下	1	4	4	4	4	4			
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L 以下	1	4	4	4	4	4	—	発泡	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1			
フェノール類	0.005 mg/L 以下	1	1	1	1	1	1	—	臭気	
有機物(TOCの量)	5 mg/L 以下	1	12	12	12	12	12	—	味	
pH値	5.8以上~8.6以下	1	12	12	12	12	12	—	基 礎 的 性 状	
味	異常でないこと	—	12	12	12	12	12	—		
臭気	異常でないこと	1	12	12	12	12	12	—		
色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	—		
濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	—		

注) 桃色の網掛けは、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を減らすことができない項目です。

(給水栓での検査頻度を減らす場合は、その理由を明記しました。)

黄色の網掛けは、水質管理上の必要性から行う検査を、水色の網掛けは法令で義務付けられている検査を表します。

注) 検査頻度は次の通りです。

12回/年：毎月検査を行います。

4回/年：3ヶ月に1回検査を行います。

1回/年：1年に1回検査を行います。

注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

5.臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件

次のような場合に臨時の水質検査を行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行したとき
- ・浄水過程に異常があったとき
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき
- ・その他特に必要があると認められるとき

(2) 検査を行う項目

一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度およびその他水質基準項目のうち必要な項目

6.水質検査の方法

毎日行う水質検査は、浄水管理の一環として一部を民間会社に委託して行います。それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行いません。

7.水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表

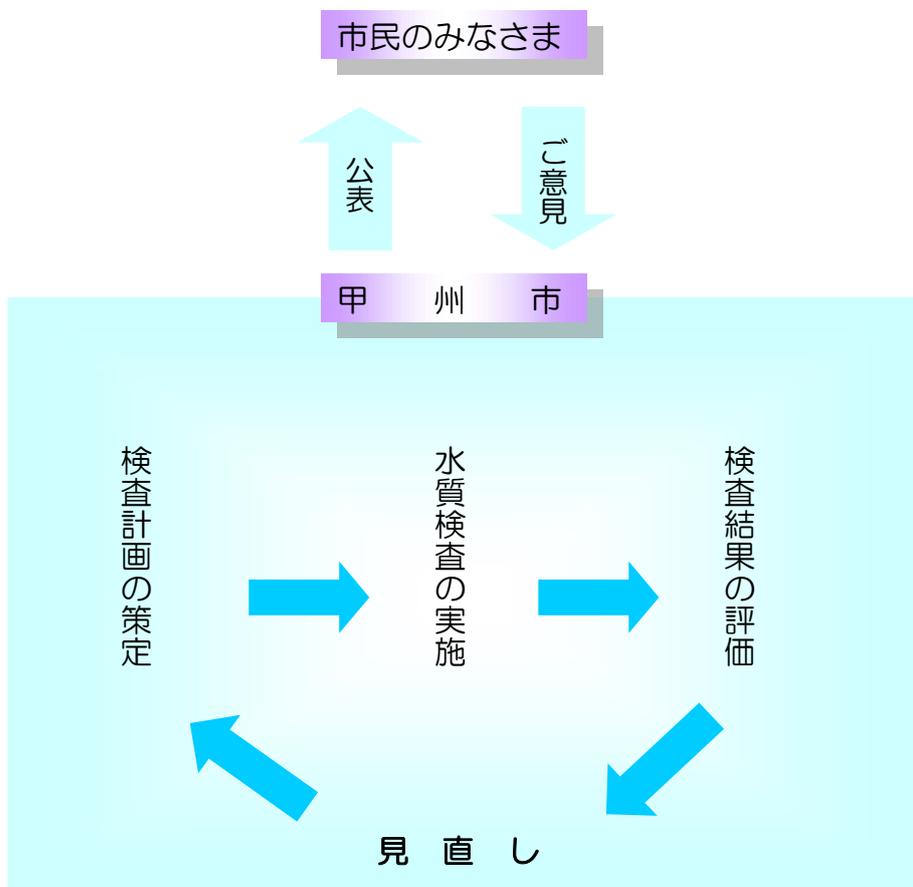
市民の皆様安心して水道をお使いいただけるよう、市では水質検査計画と検査結果を公表します。

検査計画は、年度ごと、前年度の3月末までに策定し、市のホームページへ掲載すると共に市役所2階上下水道課窓口で閲覧できるようにします。

検査結果についても、前年度の検査結果をホームページへ掲載し、市役所2階上下水道課窓口でもご覧いただけます。

(2) 水質検査計画の見直し等

水質検査結果の評価や、市民のみなさまからのご意見は、次年度の水質検査計画に反映させていただきます。



8.関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあつたときには、国・県および近隣水道事業者などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換をするとともに連携した迅速な対応を行います。

資料 1

令和5年度浄水全項目水質検査結果(旧塩山上水道)

		高段配水系	中段配水系	藤木配水系	柚木配水系
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.002mg/L	0.003mg/L
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004 mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.4mg/L	1.7mg/L	2.3mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.07mg/L	0.09mg/L	0.12mg/L
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
16	シス及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.12mg/L	0.12mg/L	0.09mg/L
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.012mg/L	0.012mg/L	0.008mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005mg/L	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L
30	ブromoホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L未満
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.1mg/L	7.9mg/L	9.0mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
38	塩化物イオン	200mg/L以下	6.2mg/L	5.4mg/L	6.1mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	21mg/L	41mg/L	51mg/L
40	蒸発残留物	500mg/L以下	53mg/L	97mg/L	120mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
46	有機物等(全有機炭素 TOC の量)	3mg/L以下	0.6mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
47	PH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.7	7.7
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1度	0.1未満

- ※ 毎日検査として、4箇所の給水栓(蛇口)において色・濁り・塩素消毒の残留効果の3項目を実施しています。
 ※ 令和5年8月22日実施(検査機関:株式会社 静観検査センター)
 ※ 4配水系のすべての項目について、水道法で定められた水質基準をみだしています。

資料 1

令和5年度浄水全項目水質検査結果(旧勝沼上水道)

		勝沼浄水場配水系			
1	一般細菌	100個/mL以下	0		
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	0.001mg/L未満		
9	亜硝酸態窒素	0.04g/L以下	0.004mg/L未満		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.9mg/L		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.06mg/L		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満		
16	シス及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L未満		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.17mg/L		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満		
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.014mg/L		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005mg/L		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満		
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.013mg/L		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満		
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.01mg/L未満		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05mg/L		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満		
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.02mg/L未満		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.5mg/L		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	4.0mg/L		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	23mg/L		
40	蒸発残留物	500mg/L以下	58mg/L		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満		
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満		
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満		
46	有機物等(全有機炭素 TOC の量)	3mg/L以下	0.5mg/L		
47	PH値	5.8以上8.6以下	7.4		
48	味	異常でないこと	異常なし		
49	臭気	異常でないこと	異常なし		
50	色度	5度以下	0.5未満		
51	濁度	2度以下	0.1未満		

- ※ 毎日検査として、1箇所の給水栓(蛇口)において色・濁り・塩素消毒の残留効果の3項目を実施しています。
 ※ 令和5年8月22日実施(検査機関:株式会社 静環検査センター)
 ※ 配水系のすべての項目について、水道法で定められた水質基準をみたしています。

資料 2

令和5年度浄水全項目水質検査結果(旧塩山簡易水道)

			高区配水系	中区配水系	低区配水系	玉宮配水系	玉宮(峡東配水系)	裂石配水系	一之瀬配水系
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出						
3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満						
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満						
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満						
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L	0.001mg/L	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L	0.003mg/L	0.002mg/L	0.002mg/L	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	0.001mg/L未満						
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.5mg/L	1.0mg/L	3.2mg/L	0.7mg/L	0.4mg/L	0.8mg/L	0.9mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.11mg/L	0.08mg/L	0.05mg/L未満	0.28mg/L	0.05mg/L未満	0.06mg/L	0.05mg/L未満
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満						
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満						
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満						
16	シス及びトランス-1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満						
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L未満						
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満						
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満						
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06mg/L未満	0.12mg/L	0.06mg/L未満	0.07mg/L	0.13mg/L	0.07mg/L	0.06mg/L未満
22	クロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満						
23	クロホルム	0.06mg/L以下	0.006mg/L未満	0.006mg/L未満	0.011mg/L	0.008mg/L	0.022mg/L	0.015mg/L	0.006mg/L未満
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.004mg/L	0.003mg/L未満	0.004mg/L	0.003mg/L未満
25	ジブromクロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満						
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満						
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L	0.01mg/L	0.03mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L未満
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.004mg/L	0.003mg/L未満	0.014mg/L	0.006mg/L	0.005mg/L	0.003mg/L未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L	0.004mg/L	0.003mg/L未満
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満						
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満						
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.03g/L
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	0.03mg/L	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.03mg/L	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満						
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.02mg/L未満						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	3.6mg/L	7.6mg/L	7.6mg/L	3.9mg/L	6.5 mg/L	2.6mg/L	3.0mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満						
38	塩化物イオン	200mg/L以下	1.2mg/L	6.7mg/L	6.3mg/L	2.4mg/L	6.5mg/L	1.1mg/L	0.6mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	24mg/L	24mg/L	42mg/L	21mg/L	21mg/L	12mg/L	22mg/L
40	蒸発残留物	500mg/L以下	59mg/L	65mg/L	100mg/L	61mg/L	48mg/L	31mg/L	47mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満						
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満						
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満						
46	有機物(全有機物)	3mg/L以下	0.3mg/L未満	0.5mg/L	0.4mg/L	0.6mg/L	0.6mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L未満
47	PH値	5.8 以上 8.6 以下	7.7	7.6	7.4	7.6	7.5	7.4	7.3
48	味	異常でないこと	異常なし						
49	臭気	異常でないこと	異常なし						
50	色度	5度以下	0.5 未満						
51	濁度	2度以下	0.1 未満						

※ 毎日検査として、6箇所の給水栓(蛇口)において色・濁り・塩素消毒の残留効果の3項目を実施しています。

※ 令和5年8月22日実施(検査機関:株式会社 静観検査センター)

※ 7配水系のすべての項目について、水道法で定められた水質基準をみだしています。

※ 大久保平配水系の水質検査は水道法で定められていませんが、水質管理上の必要性から浄水全項目の検査を実施しています。

資料 2

令和5年度浄水全項目水質検査結果(旧勝沼・大和簡易水道)

検査項目		祝配水系	東雲配水系	菱山(中原)配水系	深沢飲料水供給施設	大和東部配水系	大和中部配水系	大和西部配水系
1	一般細菌	集落数 100 個/mL 以下	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L	0.001mg/L	0.001mg/L
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.4mg/L	0.3mg/L	1.0mg/L	0.9mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.07mg/L	0.12mg/L	0.12mg/L	0.09mg/L	0.10mg/L	0.18mg/L
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
16	シス及びトランス-1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.34mg/L	0.12mg/L	0.14mg/L	0.13mg/L	0.07mg/L	0.08mg/L
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.031mg/L	0.018mg/L	0.030mg/L	0.024mg/L	0.006mg/L未満	0.006mg/L未満
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.004mg/L	0.013mg/L	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.03mg/L	0.02mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.017mg/L	0.007mg/L	0.004mg/L	0.020mg/L	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	0.004mg/L	0.003mg/L	0.004mg/L	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.03mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03mg/L	0.03mg/L	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	3.5mg/L	4.7mg/L	5.6mg/L	5.1mg/L	4.9mg/L	4.9mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
38	塩化物イオン	200mg/L以下	3.4mg/L	4.4mg/L	5.4mg/L	1.5mg/L	1.6mg/L	1.9mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	16mg/L	22mg/L	20mg/L	21mg/L	40mg/L	39mg/L
40	蒸発残留物	500mg/L以下	47mg/L	47mg/L	56mg/L	51mg/L	68mg/L	73mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
46	有機物(全有機物)	3mg/L以下	0.7mg/L	0.5mg/L	0.6mg/L	0.7mg/L	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満
47	PH値	5.8 以上 8.6 以下	7.3	7.4	7.1	7.5	7.8	7.8
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.6	0.5 未満				
51	濁度	2度以下	0.1	0.1 未満				

※ 毎日検査として、6箇所の給水栓(蛇口)において色・濁り・塩素消毒の残留効果の3項目を実施しています。

※ 令和5年8月22日実施(検査機関:株式会社 静環検査センター)

※ 7配水系のすべての項目について、水道法で定められた水質基準をみだしています。